

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月28日

香川県人事委員会委員長 平 尾 敏 彦

香川県人事委員会規則第18号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則
地域手当に関する規則（昭和45年香川県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
（支給地域等） 第2条 略 2 略 （1）・（2） 略 （3） 4級地 <u>100分の8</u> （4） 5級地 <u>100分の4</u> 3 給与条例第9条の3第1項の人事委員会規則で定める割合は、100分の16とする。 4 <u>給与条例第9条の3第2項の人事委員会規則で定める異動は、次に掲げる異動とする。</u> （1） <u>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第31条の規定に基づく派遣に伴う異動又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第55条の規定に基づく派遣に伴う異動</u> （2） <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づく派遣に伴う異動</u> （3） <u>任命権者が前2号に掲げる異動に準ずると認めるもの</u> 別表（第2条関係） <table><tr><th>支 給 地 域</th><th>級 地</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>大阪府大阪市</td><td>2級地</td></tr></table>	支 給 地 域	級 地	略		大阪府大阪市	2級地	（支給地域等） 第2条 略 2 給与条例第9条の2第3項各号（第3号を除く。）の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。 （1）・（2） 略 （3） 4級地 <u>100分の12</u> （4） 5級地 <u>100分の10</u> （5） <u>6級地 100分の6</u> （6） <u>7級地 100分の3</u> 3 給与条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、100分の16とする。 別表（第2条関係） <table><tr><th>支 給 地 域</th><th>級 地</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>大阪府大阪市</td><td>2級地</td></tr></table>	支 給 地 域	級 地	略		大阪府大阪市	2級地
支 給 地 域	級 地												
略													
大阪府大阪市	2級地												
支 給 地 域	級 地												
略													
大阪府大阪市	2級地												

神奈川県川崎市			
兵庫県神戸市	4 級地	兵庫県神戸市	4 級地
広島県広島市			
福岡県福岡市			
石川県金沢市	5 級地	宮城県多賀城市	5 級地
岡山県岡山市		広島県広島市	
		福岡県福岡市	
		宮城県仙台市	6 級地
		石川県金沢市	7 級地
		岡山県岡山市	
		徳島県徳島市	
備考 この表の支給地域の欄に掲げる名称は、 <u>令和 7 年 4 月 1 日</u> においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。		備考 この表の支給地域の欄に掲げる名称は、 <u>平成27年 4 月 1 日</u> においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。	

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(令和10年 3 月31日までの間における地域手当)
- 令和10年 3 月31日までの間における給与条例第 9 条の 2 第 1 項の人事委員会規則で定める県外の地域は、この規則による改正後の第 2 条の規定にかかわらず、附則別表に掲げる地域とする。
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 6 年香川県条例第37号。次条において「改正条例」という。）附則第 8 項の人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分は次に掲げる区分とし、同項の人事委員会規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。
 - 20パーセント級地 100分の20
 - 16パーセント級地 100分の16
 - 11パーセント級地 100分の11
 - 9パーセント級地 100分の9
 - 3パーセント級地 100分の3
 - 2パーセント級地 100分の2
- 改正条例附則第 8 項後段の人事委員会規則で定める級地は、附則別表に定めるとおりとする。
- 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第63号）附則第 4 条第 1 項又は第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例第13条の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の規則第 2 条から第 4 条までの規定を適用する。
(経過措置)

6 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

附則別表

支 給 地 域	級 地
東京都特別区	20パーセント級地
神奈川県川崎市	16パーセント級地
石川県金沢市	3パーセント級地
大阪府大阪市	16パーセント級地
兵庫県神戸市	11パーセント級地
岡山県岡山市	3パーセント級地
広島県広島市	9パーセント級地
徳島県徳島市	2パーセント級地
福岡県福岡市	9パーセント級地

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、令和7年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。